

アグリゲーションビジネス実装事業実施要綱

(制定) 令和 6 年 3 月 5 日付 5 環気地第242号

(改正) 令和 7 年 3 月12日付 6 環気地第290号

第 1 要綱の目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、家庭における分散型エネルギーリソースを活用したデマンドレスポンスの取組を浸透させるために行う「アグリゲーションビジネス実装事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第 2 本事業の概要

都は、家庭における分散型エネルギーリソースを活用しデマンドレスポンス実証を実施するためのシステム構築等に必要な経費の一部を助成する。

第 3 用語

この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 デマンドレスポンス 需要家の受電点以下に接続されているエネルギーリソース（発電設備、蓄電設備及び負荷設備）を制御することで、電力需要パターンを変化させること（以下「DR」という。）をいい、需要のひっ迫等の状況を踏まえて需要を減少させるDR（以下「下げDR」という。）又は再エネの出力抑制等の状況を踏まえて需要を増加させるDR（以下「上げDR」という。）を含む。
- 2 エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネス エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン（令和 2 年 6 月改定資源エネルギー庁）に基づき、DRを用いて一般送配電事業者、小売電気事業者、需要家等の取引先に対し、調整力、供給力、インバランス回避、電力料金削減、出力制御回避等の各種サービスを提供する事業
- 3 アグリゲーター 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 15 号の 4 に規定する特定卸供給事業者又は特定卸供給事業者等と契約を締結して需要家に対してエネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスを提供する事業者
- 4 分散型エネルギーリソース 変動型再生可能エネルギーやコージェネレーション、燃料電池等の発電設備、蓄電池等の蓄エネ設備、大規模工場や水電解装置等の需要設備

第 4 本事業の具体的な内容

1 助成対象事業者

助成金の交付対象となる者（以下「助成対象事業者」という。）は、別に定める東京都家庭用アグリゲーターの登録を受けた東京都家庭用アグリゲーター（以下「都登録AG（家庭）」と

いう。)とする。

2 助成対象事業

都登録AG（家庭）が、家庭における蓄電池導入促進事業実施要綱（令和4年5月26日付4環地地第40号）、デマンドレスポンス活用を見据えた家庭用燃料電池普及促進事業実施要綱（令和6年3月12日付5環気地第243号）及び熱と電気の有効利用促進事業実施要綱（令和4年5月26日付4環地地第40号）に基づき、これらの要綱に規定する助成対象機器を設置する者（以下「設備設置者」という。）と連携して行う、別に定めるDR実証事業とする。

3 助成対象経費

本事業の助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業に要する経費のうち、助成対象事業を実施するために直接必要なシステムの構築等に要する経費であって、別に定めるもの（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

4 助成金額

本事業の助成金の交付額は、助成対象経費の3分の2の額とし、上限額は都登録AG（家庭）1事業者につき50,000,000円とする。

第5 本事業の実施体制

- 1 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）と連携し、本事業を効率的かつ効果的に実施する。
- 2 都は、本事業において次に掲げる業務を行う。
 - (1) 公社が助成対象事業者に対して助成金の交付を行うために造成する基金への出えん
 - (2) 前号に掲げるもののほか、公社が本事業を実施するために必要な業務に係る経費として別に定める経費の補助
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、本事業を円滑に遂行していくために必要な業務
- 3 都は、公社に対し、前項(1)による出えん金を基にした基金の造成や、都と公社との間で別途締結する出えん契約に基づく基金の適正な管理のほか、本事業の実施に当たり必要な業務の実施を求める。

第6 本事業の実施期間

- 1 第4による助成金の交付申請は、令和6年度及び令和7年度に行う。
- 2 第4による助成金の交付は、令和6年度から令和8年度まで行う。

第7 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則（令和6年3月5日付5環気地第242号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行するものとする。

附 則（令和7年3月12日付6環気地第290号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行するものとする。